

大阪市水道局告示第55号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年8月16日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社ミナミ住設 大阪営業所	大阪市平野区長吉川辺3丁目17番13号 東野N-s t y l e A号棟	令和6年 7月31日
三林興業株式会社	大阪市住吉区山之内4丁目9番8号	
有限会社eau	大阪市住之江区柴谷2丁目5番13号2F	
株式会社KDサービス	東京都渋谷区東1丁目26番20号 東京建物東渋谷ビル7F	
株式会社よろず水道 大阪営業所	大阪府豊中市中桜塚2丁目5番22号102	
株式会社アドバンス	大阪府高槻市栄町1丁目2番9号519	
株式会社Mavericks	大阪府松原市岡2丁目4番22号	
ひまわり水道サービスセン ター	大阪市阿倍野区文の里4丁目11番2号	

（水道局工務部給水課）